

令和7年6月16日

広島県 宿泊税の手引き

宿泊施設の経営者の皆様へ



広島県

担当：広島県総務局税務課

目 次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と使途	1
2 宿泊税の徴収方法	2
(1) 特別徴収制度	2
(2) 特別徴収義務者	2
(3) 主管課	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 課税客体・納税義務者	3
(1) 宿泊	3
(2) 宿泊者	4
2 宿泊料金	5
3 税率	7
4 課税免除	7
(1) 1人1泊6千円未満の宿泊	7
(2) 修学旅行等に伴う宿泊	7
(3) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	8
第3章 特別徴収義務者の登録等	9
1 特別徴収義務者登録	9
(1) 特別徴収義務者としての登録	9
(2) 登録の申請期限	9
(3) 登録にかかる提出書類	10
(4) 特別徴収義務者証票	10
2 登録事項の変更等	11
(1) 登録事項の変更届出	11
(2) 営業休止・再開の届出	11
(3) 営業廃止の届出	12
3 申請書等の提出方法	12
第4章 宿泊税の申告納入	13
1 申告納入	13
(1) 申告納入期限	13
(2) 申告納入期限の特例	13
(3) 宿泊税納入申告書	14
(4) 宿泊税納入書	15
2 納入義務の免除・還付	16
(1) 納入義務の免除	16
(2) 還付	16
3 更正の請求	17
(1) 更正の請求とは	17
(2) 更正の請求ができる期間	17
(3) 請求の手続き	17

第5章 適正な申告納入のために	18
1 帳簿等の記録・保存	18
2 調査	18
3 更正・決定	18
4 加算金	19
(1) 過少申告加算金	19
(2) 不申告加算金	19
(3) 重加算金	19
(4) 不申告加算金と重加算金の加重措置	19
5 延滞金	20
(1) 納入期限後の延滞金	20
(2) 更正・決定に係る延滞金	20
6 不服申し立て	21
(1) 審査請求の対象となる処分	21
(2) 審査請求のできる期間	21
(3) 手続き	21
第6章 申告書等の様式・記入の仕方	22
1 特別徴収義務者登録申請書	22
2 実質的経営者である旨の申立書（参考様式）	24
3 宿泊税登録事項変更届出書	26
4 宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書	28
5 宿泊税納入申告書	30
6 宿泊税月計表	32
7 宿泊税納入書	34
8 修学旅行等であることの証明書	35
第7章 その他	36
1 領収書等への表示	36
2 電子申告	37
3 宿泊税特別徴収義務者報償金	38
(1) 交付の目的	38
(2) 交付対象期間及び交付時期	38
(3) 交付の基準及び交付率	38
4 広島県宿泊税条例・広島県宿泊税条例施行規則	39

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、広島県が導入した法定外目的税です。

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

取 組 の 一 例	
(1) ブランド価値向上につながる魅力づくり	・ 常設的な大規模イベントの開催やプロダクト造成の着手 ・ 中山間地域等の観光地ブランド化 ・ ナイトタイムエコノミーの強化
(2) 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備	・ 観光事業者のキャッシュレス化等DX導入支援の面的拡大 ・ 県内各観光地への2次交通の整備 ・ 観光・宿泊施設等のバリアフリー化やピクトグラムの活用
(3) 広島ファンの増加	・ 広島ファンによる情報発信やプロモーションの自走化に向けた取組 ・ 「観光地・広島」のブランド力強化
(4) 3つの柱を支える土台づくり	・ 宿泊施設の高付加価値化 ・ 観光の専門人材の育成・確保 ・ 観光産業の生産性向上に向けた取組の強化 ・ 現状把握やニーズ把握のための新たなデータ取得・分析

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、広島県内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設（以下、「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、広島県が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、広島県に申告納入していただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、宿泊者（納税義務者）が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく義務があります。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業の許可を受けた旅館・ホテル及び簡易宿所の経営者の方並びに住宅宿泊事業の届出をした施設の経営者の方が該当します。ただし、委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別にいる場合には、その方が特別徴収義務者となるための手続きがありますので、担当窓口までご相談ください。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う義務があります。詳しくは下記のページをご参照ください。

- ▼ 特別徴収義務者の登録等 9 ページ
- ▼ 宿泊税の申告納入 13 ページ
- ▼ 帳簿等の記載・保存 18 ページ

(3) 主管課

宿泊税についての事務は、令和7年度中は広島県総務局税務課で行います。

税務課 指導第二グループ 宿泊税担当

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 本館 3 階 TEL 082-513-2331(ダイヤルイン)

- 登録申請や届出等を郵送で行う場合には、広島県総務局税務課に送付してください。なお、控えの返送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

第2章 宿泊税の仕組み



1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和8年4月1日（広島県宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

※宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。

（1）宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を使用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱うものが「宿泊」となります。

課税対象となる「宿泊」の判断の例

【例1】 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたため、チェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒ その契約が宿泊契約として取り扱われるものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合はこの限りではありません。

【例2】 客室を日帰りで利用する場合（いわゆるデイユース）

⇒ 日をまたぐ利用ではないため課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

【例3】 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ利用があった場合でも、契約上の料金区分が「休憩」であれば、課税対象となりません。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

【例4】 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない利用行為は、原則、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は宿泊施設が利用料金を宿泊料金として徴するなど契約上宿泊として取り扱っている場合は課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

【例5】 ウィークリーマンション等の場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらなない場合は、課税対象となりません。

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となります。

- 2名以上で宿泊する場合、誰が宿泊料金を支払ったかにかかわらず、それぞれの方が宿泊者となります。
- 法人契約、招待の場合など、宿泊した者が宿泊料金を負担しない場合でも宿泊者となります。

2 宿泊料金

宿泊税の課税対象となる宿泊は、宿泊料金を伴うものです。

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

- 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの
 - ・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- 次のものについては、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から除きます。
 - ・食事代 ・遊興費 ・会議室、駐車場の使用料
 - ・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
 - ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
 - ・自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
 - ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

宿泊料金の考え方

【例１】食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

- 食事、宴会等が宿泊に付随されて提供される場合は、食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
- 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

【例２】企画旅行・手配旅行における宿泊料金

- 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの宿泊料金によります。
- 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した１人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。

ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。

【例３】宿泊予約サイトにおける宿泊料金

- 宿泊施設が手数料を宿泊料金として取り扱う場合は、手数料を含めた金額を宿泊料金としてください。

【例４】利用客室の変更があった場合の宿泊料金（アップグレード）

- 客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。

【例 5】割引・優待等があった場合における宿泊料金

- 一般・会員割引、株主優待等による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。

ただし、形式上は一般・会員割引、株主優待等に類する値引きであっても、値引き額について後日第三者から入金がある場合は、値引き前の金額を宿泊料金とします。

- 旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合には、割引前の金額を宿泊料金とします。

【例 6】補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

- 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。

- 補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

【例 7】連泊割引における宿泊料金

- 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

- 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

【例 8】延長等があった場合における宿泊料金

- 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金は宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含めます。

【例 9】ウィークリーマンション等における宿泊料金

- ウィークリーマンション等における週単位等の利用契約の場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数により除して得た額を 1 室あたりの宿泊料金とします（ただし、3 ページの【例 5】に記載しているとおり、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は、課税対象外です。）。

【例 10】税込み宿泊料金

- 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を除外した金額を宿泊料金とします。

【例 11】外貨建て取引による宿泊料金

- 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。）。

【例 12】1 人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

- 1 室での料金設定など、1 人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1 室 1 日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を 1 人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに 1 人当たりの宿泊料金を算出します。

(留意点)

- ・ 客室定数を超える宿泊者がある場合において、この方の宿泊に伴う寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、この方を宿泊人数から除外します。
- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加があった場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、この方を宿泊者数に含めた上、追加料金を宿泊料金の総額に加えます。
- ・ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代など、宿泊料金の総額のうち、特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額については、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。

3 税率

宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊について、次のとおりです。

宿泊料金（税抜き）	税 率
6,000 円以上	200 円

4 課税免除

(1) 1 人 1 泊 6 千円未満の宿泊

宿泊料金 1 人 1 泊 6 千円未満の宿泊については、宿泊税は課されません。

(2) 修学旅行等に伴う宿泊

修学旅行その他学校行事に伴う宿泊については、宿泊税は課されません。

- 課税免除対象者は、学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者※です。

※ 学校教育法第 1 条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象としており、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。

いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

※ 引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

- 課税免除の対象となる「その他学校行事」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。

スポーツ大会やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象とはなりません。

- 学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合は、記入漏れ等がないかを確認の上、原本を受け取ってください。
- 「修学旅行等であることの証明書」については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

📄 修学旅行等であることの証明書の記載例については、[35 ページ](#)をご参照ください。

（３）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税は課されません。

- 課税免除の取扱い等については「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準ずるものとし、知事の指定を受けた課税免除対象施設における宿泊で、証明書等の提示があった場合のみ、課税免除となります。
- 宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「**宿泊税 課税免除施設承認申請書**」を、承認を受けようとする施設ごとに作成し、事前に申請してください。
- この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者の方のみです。
- 課税が免除される外国大使等は、消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた方とその家族となります。外国大使等より、宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第3章 特別徴収義務者の登録等



1 特別徴収義務者登録

(1) 特別徴収義務者としての登録

旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた宿泊施設の経営者の方、又は住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の届出を行った宿泊施設の経営者の方は、宿泊施設において1人1泊6千円以上の宿泊料金の設定がある場合、宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。

なお、原則として、登録は営業許可等を受けた施設単位ごとに申請してください。

例外として、経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合などには、複数の施設を一件としてまとめて登録の申請を行うことができますので、担当窓口までご相談ください。

【特別徴収義務者登録が不要となる場合の注意点】

1人1泊6千円以上の宿泊料金の設定がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設については登録の必要はありません。

ただし、宿泊料金を確認する必要がありますので、「登録義務免除対象宿泊施設届出書」と宿泊料金が確認できる資料（料金表やホームページ掲載情報のコピー等）を提出してください。

また、料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象となる場合には、特別徴収義務者としての登録が必要になります。

特別徴収義務者登録がなくても、宿泊料金1人1泊6千円以上の宿泊があることが判明した場合には 特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

(2) 登録の申請期限

特別徴収義務者は、次の期限までに登録の申請を行う義務があります。

要 件	期 限
新たに宿泊施設の営業を始める場合	営業開始の5日前まで
宿泊税の徴収に便宜を有するものとして指定を受けた場合	指定を受けた日から10日以内
料金改定等により宿泊税の対象となった場合	対象となった日から10日以内

(3) 登録にかかる提出書類

登録を申請する場合、次の①～⑤の書類を揃えて提出してください。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（1施設1枚）	
②	経営者が法人の場合	登記事項証明書（現在事項証明書）
	経営者が個人の場合	住民票の写し（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの）
③	旅館業法の場合	旅館業営業許可証
	住宅宿泊事業の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面 （例：民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面等）
④	宿泊料金表	
⑤	旅館業法の場合	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等の写し）
	住宅宿泊事業の場合	宿泊に係る契約書面

※ ②～⑤の書類については、いずれもコピーで結構です。

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください。

※ 共同事業者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

☞ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の記載例については、**22ページ**をご参照ください。

◆ 委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合は、上記①～⑤の書類に加えて以下の⑥、⑦の書類を添付してください。（事前に担当窓口までご相談ください。）

⑥	実質的経営者である旨の申立書
⑦	許認可者と実質的経営者との間で締結した契約書（写） （又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）等）

☞ 実質的経営者である旨の申立書の記載例については、**24ページ**をご参照ください。

(4) 特別徴収義務者証票

【宿泊税特別徴収義務者証票の見本（A5判です）】

特別徴収義務者としての登録後に、「**宿泊税特別徴収義務者証票**」を交付します。

- この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- フロントが複数箇所にある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- 閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- 万一、この証票を毀損・紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。



2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更届出

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は、「宿泊税登録事項変更届出書」を提出してください。その際は、以下の書類の写しを添付してください。

- 個人の特別徴収義務者の住所又は氏名の変更があった場合
⇒ 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
- 法人の代表者又は名称変更があった場合
⇒ 登記事項証明書（履歴事項証明書）
- 宿泊施設の営業許可、届出内容、施設の所在地又は名称、施設所有者が変更になった場合
⇒ 旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による変更届出書
又は事実を確認できる契約書等
- その他変更がある場合
⇒ 変更内容が確認できる書類

◆ 次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があった場合は、変更届出ではなく、従前の特別徴収義務者による営業廃止の届出と、新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡又は相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合
- カ その他上記に類する事項

☞ 宿泊税登録事項変更届出書の記載例については、[26ページ](#)をご参照ください。

(2) 営業休止・再開の届出

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。休止期間を定めずに営業休止した場合には、営業を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。届出の際は「宿泊税営業休止・再開・廃止届出書」を提出してください。

なお、提出の際は、以下の書類の写しを添付してください。

- 休止する場合⇒旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届
又は「休止のお知らせ」等
- 再開する場合⇒旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「変更届出書等」
又は「再開のお知らせ」等

(3) 営業廃止の届出

宿泊施設の営業を廃止した場合は、廃止の日から 10 日以内に「**宿泊税営業休止・再開・廃止届出書**」を提出してください。

なお、提出の際は、以下の書類の写しを添付してください。

- 「登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）」又は旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届
- 営業廃止の届出に併せて、「**宿泊税特別徴収義務者証票**」を返還してください。
なお、紛失等により返還できない場合は、「**宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書**」を提出してください。
- 営業廃止した日までの宿泊税も、申告納入が必要です。

3 申請書等の提出方法

特別徴収義務者の登録・変更等に係る申請・届出は、令和 7 年度中は税務課に提出してください（提出方法：窓口・郵送・電子申告（eLTAX））。

【登録・変更に係る申請等】

申請書等	要 件	時 期	添付書類
宿泊税特別徴収義務者 登録申請書	新たに宿泊施設の営業を始める場合	営業開始の 5 日前まで	登記事項証明書 （個人の場合は住民票）
	宿泊税の徴収に便宜を有する者として指定を受けた場合	指定を受けた日から 10 日以内	宿泊施設に係る営業許可書等 宿泊料金を記載した書面
	料金改定等により宿泊税の対象となった場合	対象となった日から 10 日以内	宿泊に係る契約書面又は賃貸借契約書 等（9～10 ページ参照）
宿泊税登録事項変更 届出書	特別徴収義務者として登録している 内容に変更があった場合	変更があったとき	変更事項を証明するもの （11 ページ参照）
宿泊税営業休止・再開・ 廃止届出書	宿泊施設の営業を 1 カ月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	旅館業法等の規定による届出書 （休止届） 等（11 ページ参照）
	期間を定めずに休止したときに、営業を再開しようとする場合	再開しようとするとき	変更届出書等 （11 ページ参照）
	宿泊施設の営業を廃止した場合	廃止した日から 10 日以内	旅館業法等の規定による届出書（廃止届） 等 ＊証票の返還（12 ページ参照）

※ 控えが必要な場合は、控用としてもう 1 枚提出してください。

※ 上記の申請書等の様式については、広島県ホームページの宿泊税に関する手続（手引き・登録申請の様式等）のページ

（URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-tetuduki.html>）からダウンロードできます。

第4章 宿泊税の申告納入



1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「**宿泊税納入申告書**」に課税対象外（1人1泊6千円未満又は修学旅行等）の宿泊数を記載した「**宿泊税月計表**」を添付し、県税事務所（調整中）に提出してその税額を「**宿泊税納入書**」により納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合があります。

- 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、次の平日が申告納入期限になります。
- 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、次の平日）です。
- 営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。**次の（2）申告納入期限の特例を受けている場合も同様です。**

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、指定を受けることにより、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例を受けることができます。

特例適用者の指定を受けると、次表のとおり、3か月分を取りまとめた年4回の申告・納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- 指定後、適用開始月を記載した「指定通知書」を送付します。
- 指定通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「**宿泊のあった月**」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

（例）

承認通知書に【 **令和8年7月分** に係る申告から適用 】と記載されている場合

6月宿泊分	7月末申告納入期限	7月末日までに申告納入	→ 原則どおり
7月宿泊分	8月末申告納入期限	9月末日までに申告納入	→ 特例
8月宿泊分	9月末申告納入期限	9月末日までに申告納入	→ 特例

※ 9月末日までに7、8月分（2か月分を申告納入）

ア 特例適用の要件

- ① 申請書の提出前 12 月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が 360 万円以下であること（令和 8 年度のみの特例として、申請書の提出前 3 月間の納入すべき宿泊税が 90 万円以下であれば、①の要件を満たしたものと扱われます。）。
- ② 特別徴収義務者となった日の属する月の末日から 1 年を経過していること（令和 8 年度のみの特例として、宿泊施設の営業開始から 1 年を経過していれば、①の要件を満たしたものと扱われます。）。
- ③ 過去に本特例の指定取消しを受けた場合は、当該取消し日から 1 年を経過していること。
- ④ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤ 対象期間において、県税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

イ 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書」を県税事務所（調整中）に提出し申請してください。

※ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り次年度以降も継続となります。

ウ 適用の指定

申請いただいたもののうち適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、指定通知書を送付します。

※ 特例の適用については、指定通知書に記載された特例の開始月からとなります。

※ 特例の適用指定申請書を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

エ 適用の取り消し

申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用が取り消されることとなり、取消通知書により通知します。特例が取り消された場合は、毎月申告していただくこととなります。

 宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書の記載例については、[28ページ](#)をご参照ください。

（３）宿泊税納入申告書

「宿泊税納入申告書」には、宿泊のあった月における課税対象となる宿泊数、宿泊税額及び課税対象外（１人１泊６千円未満又は修学旅行等）の宿泊数を記入するとともに、宿泊数の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。

ア 提出方法

○ 「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して電子申告する。

※ 電子申告についての詳細は、37 ページをご参照ください。

- 県税事務所（調整中）に郵便又は信書便で送付する。
※ 原則として、県税事務所（調整中）に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。
- 県税事務所（調整中）の窓口を持参する。

イ 注意点

- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書の提出が必要となります。
- 申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- 申告納期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月（または2か月）分の申告内容を記入してください。

 宿泊税納入申告書、宿泊税月計表の記載例については、**30、32ページ**をご参照ください。

（４）宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「**宿泊税納入書**」により広島県に納入してください。
納入は、各県税事務所又は下記の金融機関等で行ってください。

なお、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用した電子申告を行った場合には、電子納税も可能です。詳しくは37ページをご参照ください。

◆全国の店舗で利用できる金融機関

広島銀行、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、山口銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、西京銀行、香川銀行、愛媛銀行、笠岡信用組合、信用組合広島商銀、中国労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

◆県内の店舗で利用できる金融機関

各信用金庫、朝銀西信用組合、広島市信用組合、広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、広島県信用農業協同組合連合会、各農業協同組合、広島県信用漁業協同組合連合会

◆各県税事務所

※ 上記の内容は、令和7年4月1日時点の情報です。納付場所の最新情報は、県HPでご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/shuu240124.html>



 宿泊税納入書の記載例については、**34ページ**をご参照ください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、県税事務所（調整中）にお問い合わせください。

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。
(申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

(3) 請求の手続き

更正の請求は「**更正の請求書**」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「**宿泊税月計表**」を添付の上、県税事務所（調整中）に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記録・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆様に、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存をしていただく必要があります。

なお、帳簿・書類について、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機（パソコン）を使用して作成すること等、宿泊税条例・規則に定める要件を満たす場合は、これらの電磁的記録をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

種 類	記載事項等	例	保存期間
関係帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、課税対象宿泊者数、課税対象外宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳など	申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から 5年間
関係書類	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額が記載されている売上伝票その他の書類	貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表など	宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から 2年間

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、広島県の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定の処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「**更正・決定通知書兼納入（納付）通知書**」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 **【更正による不足税額の 10%】**

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに 5 % が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 **【申告税額の 15%】**

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 **【決定税額の 15%】**

③ ①②の場合について、更正があったとき。 **【更正による不足税額の 15%】**

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。 **【申告税額の 5 %】**

※ ①～③の場合で、納入すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の部分について、さらに 5 % が加算されます。加えて、300 万円を超える部分については、さらに 10% が加算されます。

※ ①～③の場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに 10% が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から 1 月以内に提出されており、納入が期限内に行われていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの **【過少申告加算金 10% に代えて 35%】**

② 不申告加算金に関するもの **【不申告加算金 15% に代えて 40%】**

(4) 不申告加算金と重加算金の加重措置

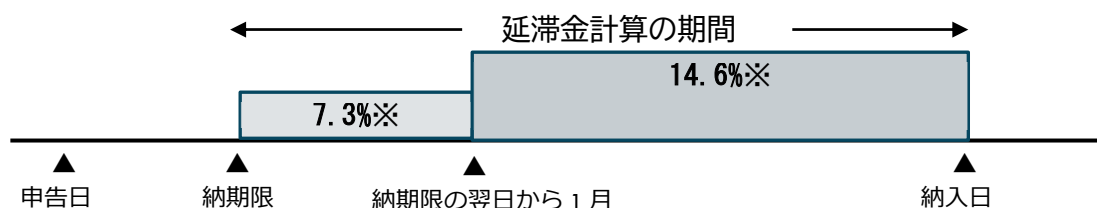
不申告加算金（上記(2)①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5 年以内に再び不申告加算金（上記(2)①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合、不申告加算金又は重加算金が更に 10% 加算されます。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

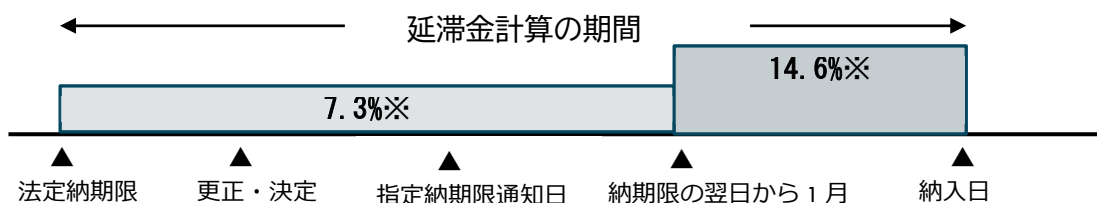
(1) 納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納入期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算します。



(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算します。



- 延滞金を算定する場合、延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その全額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はありません。
- 算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が 1,000 円未満であるときは、延滞金はありません。

※＜延滞金の割合＞〔令和 3 年 1 月 1 日以降〕

納入期限の翌日から 1 月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% を加算した割合）に年 1% を加算した割合（上限年 7.3%、下限 0.1%）が適用されます。 ※参考（令和 7 年 12 月 31 日まで）：2.4%

納入期限の翌日から 1 月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年 7.3% を加算した割合（上限年 14.6%、下限年 0.1%）が適用されます。 ※参考（令和 7 年 12 月 31 日まで）：8.7%

6 不服申し立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、知事に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・指定取消し
- 納入義務の免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不指定・取消 等

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、知事に対して提出してください。
なお、審査請求書は、県税事務所（調整中）を通じて提出してください。

第6章 申告書等の様式・記入の仕方



1 特別徴収義務者登録申請書

様式第7号（第8条関係）

※ 処理事項		賦課番号	証票交付年月日	担当者
1		令和 7 年 〇 月 〇 日		

広島県 県税事務所長 様

2

申請者
住所 広島県広島市◆◆1-2-3
氏名 株式会社 広島県税観光
（名称及び代表者の氏名） 代表取締役 広島 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
（法人の場合）法人番号 1234567890000

受印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

広島県宿泊税条例第9条第1項又は第2項の規定により、次のとおり、宿泊税特別徴収義務者としての登録を申請します。

3 営宿業泊 許施 可設 等の	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 （電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）		
	フリガナ	ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ		
	氏名 （名称及び代表者の氏名）	株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子		
	営業種別	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業		
	旅館業又は認定事業 における許可等番号	広島市指令 旅許第〇号	許可等年月日	令和 6 年 6 月 6 日
	許可等名義人との関係	本人		
4 施 設	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 （電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）		
	フリガナ	ヒロシマケンゼイホテル		
	名称	広島県税ホテル		
	概要	地上 5 階 地下 階	客室数 35 室	収容人員 80 名
	経営開始（予定）年月日	令和 6 年 7 月 1 日		
5 共同事業者	施設有の者	住所又は所在地	〒 - （電話 - - ）	
		氏名又は名称		
	共同事業者の有無	有 ・ 無		
6 送書 付類 先の	住所又は所在地	〒 - （電話 - - ）		
	フリガナ			
	氏名 （名称及び代表者の氏名）	株式会社 広島県税観光 経理部経理課		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに登録申請書を提出してください。
3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
ア 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
イ 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し
ウ 宿泊の契約内容を確認することができる書類（宿泊約款など）
エ 宿泊料金を確認することができる書面

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

②「申請者」欄

- ・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・法人番号は必ず記載してください。ご不明な場合は、「国税庁法人番号公表サイト（URL：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）」にてご確認ください。

③「宿泊施設の営業許可等」欄

- ・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に☑を記載してください。
- ・「旅館業又は認定事業における許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M34から始まる番号）を記載してください。
- ・「許可名義人との関係」は、経営者と許可名義人が相違する場合、その関係を具体的に明記してください。

④「施設」欄

- ・施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。
- ・「概要」欄には、階数、客室数、収容人員を記載してください。
- ・「経営開始（予定）年月日」欄には、営業開始年月日を記載してください。
- ・「施設の所有者」欄には、所有者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。所有者が法人の場合には所在地、法人名および代表者名を記載して下さい。
- ・施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

⑤「共同事業者」欄

- ・特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- ・記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

⑥「書類の送付先」欄

- ・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

2 実質的経営者である旨の申立書（参考様式）

		1 令和○年 ○月 ○日	
広島県 県税事務所長 様		2	
当該申立者が「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」も提出し、特別徴収義務者としての登録を行ってください。		申立者 住 所 広島県広島市■■■7-8-9 氏 名 株式会社 タツ君観光 〔名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 広島 太郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (法人の場合) 法人番号 1234567890000	
実質的経営者である旨の申立書			
私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。			
3 営宿 業泊 許施 可設 等の	住 所 又 は 所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
	フリガナ	ゼイム イチロウ	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	税務 一郎	
	営 業 種 別	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業	
	旅館業又は認定事業における許可等番号	広島市指令旅許第○号	
4 施 設	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市●●4-5-6 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
	フリガナ	ケンゼイホテル	
	名 称	KENZEI ホテル	
	実質的経営者による 経営開始(予定)年月日	令和○年 ○月 ○日	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
 3 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください。

（委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合に提出してください。）

①「提出年月日」欄

- ・ 申立書の提出年月日を記載してください。

②「申立者」欄

- ・ 申立者（実質的経営者）の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名、法人番号を併せて記載してください。
- ・ 押印してください。

③「宿泊施設の営業許可等」欄

- ・ 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・ 「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に☑を記載してください。
- ・ 「旅館業又は認定事業における許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M34から始まる番号）を記載してください。

④「施設」欄

- ・ 施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。
- ・ 申立者（実質的経営者）による経営開始（予定）年月日を記載してください。

3 宿泊税登録事項変更届出書

様式第 10 号 (第 8 条関係)		※ 事 処 理	賦 課 番 号	課税原簿登載年月日	担当者
受 付 印 2	特別徴収義務者	住所又は地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
		フリガナ	ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ		
		氏名 (名称及び代表者の氏名)	株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子		
		この申請に対応する 担当部署名及び担当者名	経理部経理課 広島主税 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
		(法人の場合) 法人番号	1234567890000		
1 令和 8 年 10 月 5 日 広島県 県税事務所長 様	3 施設	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
		フリガナ	ヒロシマケンゼイホテルインターナショナル		
		名称	広島県税ホテルインターナショナル		
		証票番号及び 営業種別	証 票 番 号 第 0123456789 号	営 業 種 別 旅館・ホテル	
宿 泊 税 登 録 事 項 変 更 届 出 書					
次のとおり、登録事項の変更を届け出ます。					
登 録 事 項	4	変 更 前	5		
		広島県税ホテル	ヒロシマケンゼイホテルインターナショナル 広島県税ホテルインターナショナル		
変 更 年 月 日		6 令和 8 年 10 月 1 日			
変 更 理 由		7 ☐ 宿泊施設営業の許可等に関する変更 ☒ 上記以外による変更 施設名変更			

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 変更内容が確認できる書類を添付してください。

①「提出年月日」欄

- ・届出書の提出年月日を記載してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・申請者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ・「この届出に対応する担当部署名及び担当者名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・法人の場合は、法人番号を記載してください。

③「施設」欄

- ・施設の名称、所在地、電話番号、証票番号を記載してください。
- ・証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右肩に記載のある10桁の番号を記入してください。

④ ⑤「登録事項」欄

- ・変更内容を具体的に記入してください。
- ・名称等の変更の場合には、フリガナも記入してください。
- ・変更内容が複数ある場合には、それぞれに変更事由を書き添えてください。

⑥「変更年月日」欄

- ・変更の生じた年月日を記載してください。

⑦「変更理由」欄

- ・該当する項目に☑してください。
- ・「上記以外による変更」を選択した場合は、カッコ内に変更理由を記載してください。

4 宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書

様式第4号（第7条関係）

		※ 事 処 理		賦課番号	担当者
受付印					
2 特別徴収義務者	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
	フリガナ 氏名 〔名称及び代表者の氏名〕	ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ			
	この申請に対応する 担当部署名及び担当者名 (法人の場合) 法人番号	株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子 経理部経理課 広島主税 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 1234567890000			
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
3 施設	フリガナ 名称	ヒロシマケンゼイホテル			
	名称	広島県税ホテル			
	証票番号及び 営業種別	証票番号 第 0123456789 号	営業種別 旅館・ホテル		
	令和8年7月5日 広島県 県税事務所長 様 設				

宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書

広島県宿泊税条例第8条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けた
ので、次のとおり申請します。

4	経営開始年月日	令和 6 年 7 月 1 日		
5	広島県宿泊税条例第8条 第3項の規定による承認 の取消し	有 ・ 無	取消年月日	年 月 日
6	申請日の属する月の前12か月間の宿泊税の納入すべき 金額の合計	632,000 円		
7	宿泊税に係る過少申告加 算金額、不申告加算金額 又は重加算金額の決定	有 ・ 無	決定年月日	年 月 日
8	県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・申請者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ・「この申請に対応する担当部署名及び担当者名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・法人の場合は、法人番号を記載してください。

③「施設」欄

- ・施設の名称、所在地、電話番号、証票番号を記載してください。
- ・証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右肩に記載のある 10 桁の番号を記入してください。

④「経営開始年月日」欄

- ・「経営開始年月日」欄には実際の営業開始年月日を記載してください。
- ・特別徴収義務者となった日の属する月の末日から 1 年を経過していることが申請の要件ですが、令和 8 年度のみの特例として、宿泊施設の営業開始から 1 年を経過していれば申請できます。

⑤「広島県宿泊税条例第 8 条第 3 項の規定による承認の取消しの有無・取消し年月日」欄

- ・過去に申告納入期限の特例の適用の取消を受けている場合は「有」に○を記載し、取消年月日を記載してください。過去に適用の取消を受けていない場合は「無」に○を記載してください。
- ・取消の日から 1 年を経過していない場合は特例の承認を受けることはできません。

⑥「申請日の属する月の前 12 か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額」欄

- ・この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間において納入すべき宿泊税の合計額を記載してください。
- ・上記の金額が 360 万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません（令和 8 年度のみの特例として、申請書の提出前 3 か月間の納入すべき宿泊税が 90 万円以下であれば、この要件を満たしたものと扱われます。）。

⑦「宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定」欄

- ・この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間において、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金の決定を受けた場合は「有」に○を記載し、決定年月日を記載してください。受けていない場合には「無」に○を記載してください。
- ・この期間に加算金等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑧「県税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- ・この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間において、県税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合には「有」に、ない場合には「無」に○を記載してください。
- ・この期間に県税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

5 宿泊税納入申告書

様式第3号（第5条関係）

		※ 精 査 検 算 印	
		※ 県税コード	※ 賦 課 番 号
※ 宿 泊 施 設 の 名 称			
受付印	2	住所（所在地） 及 び 電 話 番 号	〒0000-0000 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 000-0000-0000)
特別 徴 収 義 務 者		フリガナ	ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ
		氏 名 (名称及び代表者の氏名)	株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子
		この申告に対応する 担当部署名および担当者名	経理部経理課 広島主税 (電話 000-0000-0000)
		(法人の場合) 法人番号	1234567890000
1	3	所在地及び 電 話 番 号	〒0000-0000 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 000-0000-0000)
令和 8年 6月 21日	施 設	フリガナ	ヒロシマケンゼイホテル
広島県		名 称	広島県税ホテル
県税事務所長 様		証 票 番 号	第 0123456789 号
宿 泊 税 納 入 申 告 書			

4	令和 8年 5月	5	宿 泊 数	税率	6	税 額 ((ア)×200 円)
区 分		百万 千			百万 千	
課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)		(ア)	3 6 0 泊	200 円	7 2 0 0 0 円	
課 税 対 象 外	1人1泊 6千円未満	(イ)	5 2 5 泊			
	修学旅行等	(ウ)	3 4 泊			

令和 年 月		宿 泊 数		税率	税 額 ((ア)×200 円)	
区 分		百万 千			百万 千	
課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)		(ア)		200 円		
課 税 対 象 外	1人1泊 6千円未満	(イ)				
	修学旅行等	(ウ)				

令和 年 月		宿 泊 数		税率	税 額 ((ア)×200 円)	
区 分		百万 千			百万 千	
課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)		(ア)				
課 税 対 象 外	1人1泊 6千円未満	(イ)				
	修学旅行等	(ウ)				

・各月分の申告欄は、申告納入期限の特例の指定を受けている場合に使用します（例示は、指定を受けていない施設のプレプリント用紙です。）。

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（「宿泊税月計表」等）を添付してください。
3 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

①「提出年月日」欄

- ・ 申告書の提出年月日を記載してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・ 申告者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ・ 「この申告に対応する担当部署名及び担当者名」欄には、宿泊税の申告を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・ 法人の場合は、法人番号を記載してください。

③「施設」欄

- ・ 施設の名称、所在地、電話番号、証票番号を記載してください。
- ・ 証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右肩に記載のある 10 桁の番号を記入してください。

④「宿泊月」欄

- ・ 対象となる宿泊月を記載してください。
- ・ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。申告納入期限の特例の適用については 13 ページをご参照ください。

⑤「宿泊数」欄

- ・ 上段に宿泊税の課税対象となる宿泊数、下段に宿泊税の課税対象外（1 人 1 泊 6 千円未満又は修学旅行等）の宿泊数を記載してください。なお、この欄は宿泊税月計表の月の合計欄と一致させてください。

⑥「税額」欄

- ・ 課税対象の宿泊数に税率（200 円）を乗じた税額を記載してください。

※ 宿泊税納入申告書については、あらかじめ必要事項を印字したものを 毎年 3 月頃に 1 年分まとめて送付します。

※ 申告納入期限の特例適用の指定を受けている場合は、④～⑥については 3 か月分記載してください。

※ 宿泊税納入申告書の提出の際は、「**宿泊税月計表**」（次ページ参照）を必ず添付してください。

※ 控えの返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

6 宿泊税月計表

宿泊施設の名称					※ 課税コード	※ 賦課番号
1 広島県税ホテル					2	
宿泊税月計表 (令和 8 年 5 月)						
日 付	3 課税対象 (1人1泊6千円以上) ①	4 宿泊数(泊)			合 計 ① + ②	
		②	うち1人1泊 6千円未満	うち 修学旅行等		
1	14	14	14		28	
2	13	16	16		29	
3	12	19	19		31	
4	8	14	14		22	
5	12	9	9		21	
6	6	31	31		37	
7	7	22	20	2	29	
8	11	21	21		32	
9	13	19	19		32	
10	9	16	16		25	
11	10	16	16		26	
12	9	17	17		26	
13	15	11	11		26	
14	20	9	9		29	
15	8	16	16		24	
16	8	32		32	40	
17	11	35	35		46	
18	13	31	31		44	
19	15	14	14		29	
20	19	16	16		35	
21	12	14	14		26	
22	10	17	17		27	
23	8	11	11		19	
24	9	16	16		25	
25	22	37	37		59	
26	13	20	20		33	
27	13	18	18		31	
28	19	14	14		33	
29	12	15	15		27	
30	9	19	19		28	
31						
計	(ア) 360	559	(イ) 525	(ウ) 34	919	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 この月計表は、納入申告書に添付して提出してください。税率ごとの内訳が確認できる任意の様式での提出も可能です。

①「宿泊施設の名称」欄

- ・宿泊施設名を記載してください。

②「宿泊月」欄

- ・対象となる宿泊月について記載してください。

③「宿泊数（泊）・課税対象」欄

- ・宿泊税の課税対象となる宿泊数を記載してください。なお、この①に係る合計欄は、宿泊税納入申告書の「宿泊数（課税対象）」の欄（30 ページ参照）と一致させてください。

④「宿泊数（泊）・課税対象外」欄

- ・宿泊税の課税対象外となる宿泊数を記載してください。なお、この②に係る合計欄は、宿泊税納入申告書の「宿泊数（課税対象外）」の欄（30 ページ参照）と一致させてください。
- ・「うち1人1泊6千円未満」欄には、1泊6千円未満のため、課税とならなかった宿泊数を記載してください。
- ・「うち修学旅行等」欄には、修学旅行その他学校行事及び外国大使等に対して課税免除を行った場合などの宿泊数を記載してください。

※ 宿泊税月計表は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、宿泊月ごとに月計表を作成してください。

7 宿泊税納入書

納付(納入)書 ㊟-2		領収済通知書 ㊟-2		領収証書 ㊟-2	
口座番号 01330-4-960020 口座加入者 広島県会計管理者 県税 宿泊税 賦課年度 08 年 月 日 04 賦課番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3		口座番号 01330-4-960020 口座加入者 広島県会計管理者 県税 宿泊税 賦課年度 08 税目県税 賦課番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 実績年月 0804 処理別 04 回数 広島県広島市◆◆1-2-3 株式会社 広島県税観光 様		口座番号 01330-4-960020 口座加入者 広島県会計管理者 県税 宿泊税 賦課年度 08 賦課番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 実績年月 0804 処理別 04 回数 〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 株式会社 広島県税観光 様	
税額 3 72000 円 延滞金額 加算金額 合計額 ¥72000 円 広島県 県税事務所様 日計 口 円 ◎受付店又は受付局で保存してください。		納期限 年 月 日 税額 A 3 72000 円 延滞金額 B 加算金額 合計額 F ¥72000 円 広島県 県税事務所様 上記の金額は領収済みにつき通知します。 取りまとめ局 指定金融機関 (取りまとめ店) 広島銀行(県庁支店) 領収日付印 金融機関・郵便局でなく、この日から取り離してください。		納期限 年 月 日 税額 3 72000 円 延滞金額 加算金額 合計額 ¥72000 円 広島県 県税事務所様 ◎裏面をお読みください。 ◎金額は訂正することができません。 ◎この領収証書は大切に保存してください。	

備考 用紙の大きさは、縦15.2センチメートル、横28.9センチメートルとする。

①「賦課年度」欄

- ・申告を行う年度（和暦）を数字2桁で記載してください。

②「実績年月」欄

- ・申告書の実績の年月（和暦）を4桁の数字で記載してください。

③「税額・合計額」欄

- ・税額欄と合計額欄の両方に税額を記載してください。

※ 納付書は3連になっていますので、①～③はそれぞれ3か所に記載してください。

※ 氏名又は名称、所在地が記載されていない納付書を使用する場合は、氏名又は名称、所在地を記載してください。

※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、宿泊月ごとに納入書を作成して、納入してください。

8 修学旅行等であることの証明書

修学旅行等であることの証明書		
宿 泊 日	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	
泊 数	〇 泊	
活 動 の 種 類	☒ 修学旅行 ☐ その他の学校行事※ 学校行事・活動名 () ※学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、全校又は学年を単位として行うもの	
宿 泊 施 設	所 在 地	広島県広島市◆◆1-2-3
	名 称	広島県税ホテル
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数	〇〇 人	
備 考		

注 1 学校が主催する修学旅行その他学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する幼児、児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）及び引率の方の人数を記載してください。
引率の方とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

2 本証明書は、宿泊施設に提出してください。

上記の宿泊を伴う活動は、広島県宿泊税条例第4条第2項に規定する修学旅行等であることを証明します。

令和〇年〇月〇日

所在地 広島県広島市●●7-8-9

学校名又は施設名 広島県立税務中学校

学校長名又は施設長名 税務 一郎

広島県宿泊税条例(広島県条例第三十二号)

(課税免除)

第四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

二 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者

広島県宿泊税条例施行規則(広島県規則第四十五号)

(課税免除)

第三条 条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する規則で定める学校行事は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は学年を単位として実施されるものとする。

第7章 その他



1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となる場合があります。

- 税の名称表示は、広島県で定めた標記で統一してください。
日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。
この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。

【領収書等への表示例】

(例1) 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円
〇年〇月〇日 広島県〇〇市〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

(例2) 宿泊税額を別に計上する場合

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を徴収しました。

(例3) 客室料金に宿泊税額を含めて計上する場合

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。

2 電子申告

宿泊税に関する以下の手続きについて、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用した電子申告・申請を行うことができます。

- 特別徴収義務者登録申請書の提出
- 宿泊税納入申告書の提出
- 各種届出書の提出
- 電子納税

【宿泊税電子申告（eLTAX）の手引き】

宿泊税の特別徴収義務者が「地方税ポータルシステム（eLTAX）」の利用を開始するところから、電子申告等の手続きを行ったうえで、納税の手続きを行うまでの一連の基本的な流れを、「宿泊税電子申告（eLTAX）の手引き」にて説明しています。

「宿泊税電子申告（eLTAX）の手引き」は、広島県ホームページの宿泊税に関する手続（手引き・登録申請の様式等）のページ

（URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-tetuduki.html>）からダウンロードできます。



【お問い合わせ先等】

電子申告の利用を希望される場合は、事前に手続きが必要です。

地方税ポータルシステム（eLTAX）での手続きについては、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のホームページ

（URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご確認ください。

3 宿泊税特別徴収義務者報償金

(1) 交付の目的

報償金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象期間及び交付時期

報償金の交付対象期間は前年4月からその年の3月までの間、交付時期はその年の9月中として、現在調整中です。

(3) 交付の基準及び交付率

報償金の交付の基準と交付率は、以下の内容で現在調整中です。

基 準		交 付 率
①	期限内申告で納期内に納入された額（徴収猶予の承認を受けた場合は、交付対象期間中かつ猶予期間内に納入された額）	納入された額×2.5%
②	①のうち、電子申告により申告し、完納された額（令和13年度分までの報償金に限る）	納入された額×0.5% （①の交付率に加算）

4 広島県宿泊税条例・広島県宿泊税条例施行規則

◆ 広島県宿泊税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第三条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下これらを「宿泊施設」という。）において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第四条 宿泊税は、宿泊料金が一人一泊六千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

二 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者

(税率)

第五条 宿泊税の税率は、宿泊者一人一泊につき二百円とする。

(徴収の方法)

第六条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第七条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設に係る旅館業法第三条第一項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に定める日までに、知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その休止しようとする日又は廃止した日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 知事は、前項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第九条 第七条第一項に規定する特別徴収義務者となるべき者（宿泊料金が一人一泊につき六千円以上となる宿泊がない宿泊施設（以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の特別徴収義務者を除く。）は宿泊施設の営業を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

2 登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

3 前二項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 宿泊施設の所在地及び名称

三 客室数その他設備の概要

四 営業開始予定年月日（申請の日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日）

五 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

4 知事は、第一項又は第二項の登録の申請があった場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第四項の規定により登録を受けた者は、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく登録の変更を届け出なければならない。

8 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

11 第四項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返納しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請によりその宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 知事は、第一項の規定による申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第十一条 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要の生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書により知事に申告し、又は県外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請し承認を受けた事項に異動を生じた場合においても同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動を生じた日から十日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、納税管理人を定める必要が生じた日から十日以内に当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて規則で定める様式による申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、当該異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の認定をした特別徴収義務者について、宿泊税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十二条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して二年を経過する日までこれを保存しなければならない。
 - 一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 特別徴収義務者は、第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）の保存をもって第一項の備付け及び保存に代えることができる。
- 4 特別徴収義務者は、第二項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって第二項の作成及び保存に代えることができる。
- 5 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置による電磁的記録への記録をもって第二項の保存に代えることができる。

(更正及び決定の通知等)

- 第十三条** 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式による通知書により行う。
- 2 特別徴収義務者で前項の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する納期限までに納入しなければならない。

(賦課徴収)

第十四条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は県税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）」と、県税条例第四条第二号中「狩猟税」とあるのは「^{「狩猟税」}_{「宿泊税」}」と、同条例第六条第一項から第三項までの規定中「及び軽油引取税」とあるのは「^{「軽油引取税」}_{「及び宿泊税」}」と、同条例第十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、同条例第二項中「及び軽油引取税」とあるのは「^{「軽油引取税」}_{「及び宿泊税」}」と、県税条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、県税条例第二十四条第一項中「及び軽油引取税（第百五条の納税者を除く。）」とあるのは「^{「軽油引取税」}_{「及び宿泊税」}」と、同条例第二十七条中「及び軽油引取税」とあるのは「^{「軽油引取税」}_{「及び宿泊税」}」とする。

(犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の範囲)

第十五条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第五項、第六項又は第十一項の規定に違反したとき。
- 二 第十二条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。
- 三 第十二条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかったとき。
- 四 第十二条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。
- 五 第十二条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかったとき。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第十八条 第十一条第二項の規定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、その情状により、知事が定める。

- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

（経過措置）

第三条 施行日において現に宿泊施設を営業している者については、施行日に宿泊施設の営業を開始するものとみなして、第九条第一項の規定を適用する。

（準備行為）

第四条 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第七条第二項及び第九条第一項（前条の規定が適用される場合を含む。）、第三項及び第四項並びに第十一条第一項の規定の例により行うことができる。

（検討）

第五条 知事は、この条例の施行後五年ごとに、第一条に規定する施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第六条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

◆ 広島県宿泊税条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（宿泊料金）

第二条 条例第三条に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設（同条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- 一 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- 二 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- 三 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして広島県西部県税事務局長が認めるものに相当する額

（課税免除）

第三条 条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する規則で定める学校行事は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は学年を単位として実施されるものとする。

（特別徴収義務者としての指定等の通知）

第四条 広島県西部県税事務局長は、条例第七条第二項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは別記様式第一号による宿泊税特別徴収義務者指定通知書により、その指定を取り消したときは別記様式第二号による宿泊税特別徴収義務者指定取消し通知書により、これを通知するものとする。

（申告の方法）

第五条 条例第八条第一項の規定による宿泊税の申告は、別記様式第三号による宿泊税納入申告書により行うものとする。

2 前項の申告書は、宿泊施設ごとに提出しなければならない。ただし、広島県西部県税事務局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

第六条 条例第八条第二項に規定する規則で定める金額は、同項の規定の適用を受けようとして次条第一項の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月の前十二月間（以下この条において「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の合計額が三百六十万円以下とする。

- 2 条例第八条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - 一 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から一年を経過していること。
 - 二 条例第八条第三項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。
 - 三 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
 - 四 要件適用期間において、特別徴収義務者が県税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - 五 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

（申告期限の特例の申請等）

第七条 条例第八条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第四号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書を広島県西部県税事務局長に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 宿泊施設の所在地及び名称
- 三 経営開始年月日
- 四 条例第八条第三項の規定による指定の取消しを受けた場合にあつては、その取消年月日
- 五 前条第一項に規定する宿泊税の納入すべき金額の合計額
- 六 宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合にあつては、その決定年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、広島県西部県税事務局長が必要と認める事項

2 広島県西部県税事務局長は、条例第八条第二項の規定による指定をしたとき又は同項の規定による指定をしないことを決定したときは、別記様式第五号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定又は不指定通知書により、これを通知するものとする。

3 広島県西部県税事務局長は、条例第八条第三項の規定による指定の取消しをしたときは、別記様式第六号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消し通知書により、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録の通知）

第八条 条例第九条第一項に規定する規則で定める様式は、別記様式第七号による宿泊税特別徴収義務者登録申請書とする。

2 広島県西部県税事務局長は、条例第九条第四項の規定により特別徴収義務者の登録をしたときは、別記様式第八号による宿泊税特別徴収義務者登録通知書により、これを通知するとともに、別記様式第九号による宿泊税特別徴収義務者証票を交付するものとする。

3 条例第九条第七項の規定による届出は、別記様式第十号による宿泊税登録事項変更届出書により行わなければならない。

4 条例第九条第八項、第九項又は第十項の規定による届出は、別記様式第十一号による宿泊税営業休止・再開・廃止届出書により行わなければならない。

（特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置）

第九条 条例第九条第四項の規定により前条第二項の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第十二号による宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書を広島県西部県税事務局長に提出し、必要に応じて証票の再交付を受けなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第十条 条例第十条第二項に規定する規則で定める様式は、別記様式第十三号による宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書とする。

2 広島県西部県税事務局長は、条例第十条第四項の規定による通知を行うときは、別記様式第十四号による宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除通知書により行うものとする。

（納税管理人の承認等に係る手続）

第十一条 条例第十一条第一項に規定する規則で定める様式による申告は、別記様式第十五号による宿泊税納税管理人（異動）申告書により行わなければならない。

- 2 条例第十一条第一項に規定する規則で定める様式による申請は、別記様式第十六号による宿泊税納税管理人（異動）承認申請書により行わなければならない。
- 3 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書の提出があった場合は、その処分を決定し、承認することとしたときは別記様式第十七号による宿泊税納税管理人承認通知書により、承認しないこととしたときは広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号。以下「県税規則」という。）別記様式第十六号の二十四による納税管理人不承認通知書により、これを通知するものとする。
- 4 条例第十一条第二項に規定する規則で定める様式は、別記様式第十八号による宿泊税納税管理人選定免除認定申請書とする。
- 5 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書の提出があった場合は、その処分を決定し、認定することとしたときは別記様式第十九号による宿泊税納税管理人選定免除認定通知書により、認定しないこととしたときは県税規則別記様式第十六号の二十九による納税管理人の選定免除を認定しない旨の通知書により、これを通知するものとする。
- 6 広島県西部県税事務所長は、条例第十一条第三項の規定により同条第二項の認定を取り消したときは、県税規則別記様式第十六号の三十による納税管理人選定免除認定取消し通知書により、これを通知するものとする。
- （関係書類の電磁的記録による保存等）**
- 第十二条** 条例第十二条第三項及び第四項に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七百四十八条に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存の例による。
- 2 条例第十二条第三項及び第四項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存については、法第七百四十九条に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存の例による。
- 3 条例第十二条第五項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表、損益計算書及び計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。
- 4 条例第十二条第五項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。
- （更正及び決定に係る様式）**
- 第十三条** 条例第十三条第一項に規定する規則で定める様式は、別記様式第二十号による更正・決定通知書兼納入（納付）通知書とする。
- （過料処分の手続）**
- 第十四条** 広島県西部県税事務所長は、条例第十八条第一項の規定により過料を科する場合は、別記様式第二十一号による過料決定書により行うものとし、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。
- （賦課徴収等）**
- 第十五条** 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則及び広島県税務取扱規則（昭和三十三年広島県規則第九十二号。以下「事務取扱規則」という。）の定めるところによる。この場合において、県税規則第一条中「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」とあるのは「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）及び広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）並びに広島県宿泊税条例施行規則（令和七年広島県規則第四十五号）」と、県税規則第十五条第二項中「八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があった場合」とあるのは「八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があった場合」とする。
- 九 広島県宿泊税条例施行規則第十条第一項の規定による還付申請書の提出があった場合」とする。
- 2 この規則に定める様式のほか、広島県西部県税事務所長は、宿泊税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則及び事務取扱規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。
- 附 則**
- （施行期日）**
- 1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）**
- 2 条例附則第四条の規定により行う特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。この場合において、第四条、第八条第二項及び第十一条第三項中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「知事」と、別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第七号、別記様式第八号及び別記様式第十五号から別記様式第十七号までの様式中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「広島県知事」とする。
- （経過措置）**
- 3 この規則の施行日から令和九年三月三十一日までの間における第六条第一項及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項中「十二月」とあるのは「三月」と、「三百六十万円」とあるのは「九十万円」と、同条第二項第一号中「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「当該宿泊施設の営業を開始した日」とする。